

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

一 関係政令の整備

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令、国家公務員退職手当法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うこととする。（第1条～第10条関係）

二 経過措置

- 1 独立行政法人通関情報処理センターが承継する資産に係る評価委員の任命等に関し必要な事項を定めることとする。（第11条関係）
- 2 その他所要の経過措置を設けることとする。（第12条関係）

三 施行期日

この政令は、平成15年10月1日から施行することとする。ただし、一部の規定については、公布の日から施行することとする。（附則関係）